

# 日本型直接支払制度 について

①中山間地域等直接支払制度 ②多面的機能支払制度 ③環境保全型農業直接支払制度

## ① 中山間地域等直接支払制度の概要

農業生産条件の不利な中山間地域等で、農業生産条件の不利を補い、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

### 農業生産活動を継続するための活動

(水路や農道の管理活動、鳥獣被害防止対策、周辺林地の管理活動など)



農道の管理活動



鳥獣被害防止柵の設置



周辺林地の管理活動

### ネットワーク化による体制整備のための取組

(ネットワーク化活動計画の作成)

農業生産活動を継続するための活動と併せて、ネットワーク化活動計画を作成すると、10割の交付単価となります。

### 加算措置

地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合、交付単価に所定額が加算されます。  
(超急傾斜農地の保全活動や協定のネットワーク化、スマート農業の取組など)

#### 交付単価

(円/10a)

田		畑		草地			採草放牧地	
急傾斜 (1/20以上)	緩傾斜 (1/100以上)	急傾斜 (15°以上)	緩傾斜 (8°以上)	急傾斜 (15°以上)	緩傾斜 (8°以上)	草地比率の高い 草地 (寒冷地)	急傾斜 (15°以上)	緩傾斜 (8°以上)
21,000	8,000	11,500	3,500	10,500	3,000	1,500	1,000	300

加算措置	単価	備考
①棚田地域振興活動加算	10,000円/10a(急傾斜地 田:1/20以上、畑:15度以上)	各加算措置に対応する目標設定が必要です。
	14,000円/10a(超急傾斜地 田:1/10以上、畑:20度以上)	
②超急傾斜農地保管理加算	6,000円/10a(田、畑)	
③ネットワーク化加算	最大 10,000円/10a(田、畑、草地、採草放牧地)	
④スマート農業加算	5,000円/10a(田、畑、草地、採草放牧地)	
⑤集落機能強化加算の経過措置	3,000円/10a(田、畑、草地、採草放牧地)	

対象地域：特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、棚田地域振興法によって指定された地域及び、農林統計上の中間・山間農業地域等

対象者：集落協定等に参加して、5年間以上継続して耕作を行う農業者等

制度の詳細については、市町村担当課もしくは最寄りの農林振興局（西白根支庁）にお問い合わせください。



# ③ 環境保全型農業直接支払制度の概要

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援します。

化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて行う次のいずれかの営農活動に取り組むことで、交付を受けることができます。



## 地球温暖化防止効果の高い取組 (炭素貯留効果の高い堆肥の施用、緑肥の施用など)



堆肥の施用



緑肥の施用

## 生物多様性保全効果の高い取組 (国際水準の有機農業など)



国際水準の有機農業

○国際水準の有機農業とは？  
有機JAS認証の取得又は有機JAS認証が可能な水準での取組

## 【第2期対策 (R7年度) からの交付要件の主な変更点】

### ○全国共通取組の内容変更

カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培の取組が緑肥として統合され、総合防除、炭の投入が新たな取組として追加

### ○有機農業の拡大に向けた移行期の重点支援

有機農業の取組において、移行期(一定期間)の取組を重点的に支援するため、交付単価を2,000円増額

### ○地域特認取組の見直し

冬期湛水管理の取組は、多面的機能支払交付金の取組として移管

## 【交付単価】

		対象取組	交付単価 (円/10a)
全国共通 取組	有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000
		このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り*1、2,000円を加算	
		そば等雑穀、飼料作物	3,000
		堆肥の施用*2	3,600
		緑肥	5,000
	総合防除	そば等雑穀、飼料作物以外	4,000
		そば等雑穀、飼料作物	2,000
	炭の投入	5,000	

\*1 土壌分析を実施するとともに、たい肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施

\*2 堆肥の施用とは「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」のこと

## 【対象者】

農業者の組織する団体や、一定の条件を満たす農業者

※本制度は予算の範囲内で交付金を交付するため、申請額が予算額を上回った場合には、交付金が減額されることがあります。

# 各地で地域の絆が深まっています。 ～日本型直接支払の活動に参加してみませんか～



## お問い合わせは、各市町村の担当部・課へお願いします。

県の担当課は下記のとおりとなります。

宮崎県農政水産部 農村整備課土地改良施設保全担当

電話 0985-26-7143

県各出先機関 担当課 ①中山間地域等直接支払制度 ②多面的機能支払制度 ③環境保全型農業直接支払制度

宮崎県中部農林振興局

地域農政企画課  
電話 0985-26-7279

農村整備課  
電話 0985-26-7281

農畜産課  
電話 0985-26-7280

宮崎県南那珂農林振興局

農政水産企画課  
電話 0987-23-4312

農村整備課  
電話 0987-23-4314

農畜産課  
電話 0987-23-4313

宮崎県北諸県農林振興局

地域農政企画課  
電話 0986-23-4507

農村計画課  
電話 0986-23-4514

農畜産課  
電話 0986-23-4509

宮崎県西諸県農林振興局

地域農政企画課  
電話 0984-23-3165

農村計画課  
電話 0984-23-4187

農畜産課  
電話 0984-23-3166

宮崎県児湯農林振興局

地域農政企画課  
電話 0983-22-1364

農村計画課  
電話 0983-22-1367

農畜産課  
電話 0983-22-1365

宮崎県東臼杵農林振興局

農政水産企画課  
電話 0982-32-6135

農村計画課  
電話 0982-32-6137

農畜産課  
電話 0982-32-6136

宮崎県西臼杵支庁

農政水産課  
電話 0982-72-2108

農政水産課  
電話 0982-72-2108

農政水産課  
電話 0982-72-2108

② 宮崎県多面的機能推進協議会（県土地改良事業団体連合会）

電話 0985-24-3361